

龍ヶ崎地方衛生組合職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合規則第 8 号

龍ヶ崎地方衛生組合職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

龍ヶ崎地方衛生組合職員の旅費に関する規則（平成 1 0 年龍ヶ崎地方衛生組合規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（趣旨）</u> 第 1 条 この規則は、龍ヶ崎地方衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和 3 9 年龍ヶ崎地方衛生組合条例第 6 号）の規定に基づき職員の旅費に関し、必要な事項を定める<u>もの</u>とする。 （準用規定） 第 2 条 前条の旅費に関しては、龍ヶ崎市職員の旅費に関する規則（<u>令和 7 年龍ヶ崎市規則第 1 7 号</u>）の例による。	<u>（目的）</u> 第 1 条 この規則は、龍ヶ崎地方衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和 3 9 年龍ヶ崎地方衛生組合条例第 6 号）の規定に基づき職員の旅費に関し、必要な事項を定める<u>ことを目的</u>とする。 （準用規定） 第 2 条 前条の旅費に関しては、龍ヶ崎市職員の旅費に関する規則（<u>昭和 3 2 年龍ヶ崎市規則第 6 9 号</u>）の例による。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。